

令和3年度 第2回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 令和3年12月2日(木) 13時30分～15時00分
場 所 八戸市庁別館8階 研修室
出席委員 10名 堤委員、慶長委員、安部委員、石橋委員、浮木委員、
榎本委員、武部委員、高木委員、中山委員、辺田委員

●司会

それでは、お手元の次第にそって進めさせていただきますが、まず、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は

- 1 次第
- 2 席図
- 3 出席者名簿
- 4 【資料1】第5次八戸市男女共同参画基本計画2次案(未定稿)のもの1部
- 5 登載事業一覧
- 6 登載事業シート

以上となりますが、資料の不足はございませんか。
よろしいでしょうか。

また、本日机の左上に用意させていただきました不織布の手提げ袋と男女共同参画社会とついで啓発ティッシュは、主に10月の八戸市男女共同参画推進月間において、広く市民に男女共同参画の意識づくりに向けて配布したものです。

また、情報誌「WITH YOU」につきましては、今年度の秋号となっており、身近な場面での男女共同参画の話題提供、情報発信を行っているもので、商業施設や市の施設等で配布しているものです。

委員の皆様のご理解・ご普及への協力につなげていただければと思います、配布させていただきました。

定刻となりましたので、ただ今より「令和3年度 第2回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。

本日の会議は、委員全員が出席しておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することにしておりますので、ご理解願います。

また、本日傍聴される方へお知らせします。

当審議会におきましては、傍聴人の会議での発言はできませんので、ご遠慮ください。

また、写真撮影、録音等の行為、その他会議の進行に支障をきたすような言動、行動は慎んでくださるようお願いいたします。

これらの事を守らなかった場合、退場していただく事がございます。

ご協力よろしく申し上げます。

はじめに、平成 28 年 1 月から、事業者推薦の立場として、これまで長らく委員としてご尽力くださった鈴木パティ氏が、連合青森三八協議会事務局長を退任されたことに伴い、本日は武部千賀子（たけべちかこ）新事務局長が、11 月 25 日付けで当審議会委員に就任されておりますことをご報告いたします。

それでは、武部委員が就任され、最初の審議会ですので、武部委員から一言御挨拶をいただきます。

武部委員、よろしくようお願いいたします。

(武部委員挨拶)

それでは、開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

ありがとうございました。

これより進行は、会長をお願いいたします。

●会長

それでは、次第に沿って、進めて参ります。

本日の案件は「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画 2 次案について」です。

今後、実施予定のパブリックコメント前としては、今回が最後の審議となります。

事前に送付された資料につきましては、予め委員の皆様から質問や意見をいただいたものもあったようですが、今回はその内容も交えた形で、資料について説明させていただき旨、事務局から伺っています。そのような形でよろしいでしょう

か。

それでは、本日配布された資料の1～3については、第5次八戸市男女共同参画基本計画2次案としてまとめて説明をいただけると伺っておりましたので、よろしく申し上げます。

●事務局

それでは案件「第5次八戸市男女共同参画基本計画二次案について」ご説明いたします。

お手もとの二次案の冊子をご覧ください。

7月に開催した第1回審議会でお示した案は、第2章までとなっておりますが、施策の内容について記載した第3章が追加となっております。

第1章と第2章についても、第1回審議会後、庁内での更なる検討を重ね、内容を見直しており、現在も日々内容を見直しているところではございますが、本日は現時点での計画案について改めて説明させていただきます。

まず、「第1章 計画の策定に当たって」についてご説明します。

ページをめくっていただき、2ページ、「1 計画策定の背景」についてですが、こちらでは、男女共同参画の推進に係るこれまでの国・県・市における法整備や計画策定などの動きを(1)国・県、(2)八戸市に分けて記載しております。

「2 計画策定の趣旨」では、現行の計画である「第4次八戸市男女共同参画基本計画」における取組と成果について触れつつ、社会情勢の変化について述べ、今回の「第5次八戸市男女共同参画基本計画」を策定する意義について述べています。

ページをめくっていただき、4-5ページの「3 計画の位置づけ」、「4 計画の期間」、「5 計画の進行管理」については、前回の審議会でお示した案から大きな変更はありません。

「3 計画の位置づけ」では、計画の根拠法令や、関連する国・県・市の計画について述べ、イメージ図として図示しております。なお、本計画は、現在策定中の「第7次八戸市総合計画」を上位計画とし、その策定内容と整合性を図ります。また、本計画の一部の女性の活躍に係る施策については、女性活躍推進法に基づく、市町村推進計画に位置付けます。

「4 計画の期間」では、本計画の期間と、関係法令の改正などの必要に応じて計画を見直す旨を記載し、国・県・市の男女共同参画基本計画のサイクルをイメー

ジ図として図示しています。本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間を予定しております。ちなみに、国は令和2年12月に第5次基本計画を策定済み、県は当市と同じく今年度策定し、令和4年度から計画を開始する予定です。

「5 計画の進行管理」では、本計画の進行管理として毎年度の調査した上で、男女共同参画審議会に諮る旨を記載しております。

次に「第2章 計画の目指す姿」についてご説明します。

ページをめくっていただき、8ページ、「1 アンケート結果から見える八戸市の現状」です。

こちらでは、前回お示しした案から、各グラフに対する分析内容の見直しや、新しいグラフの追加を行っております。

「(1)市民の各分野における男女の平等感について」では、より市民に伝わりやすくするため、前回お示しした案から本文中のパーセンテージの詳述を省き、グラフから読み取れる結果についてよりシンプルに記載するよう変更しております。また、各分野のうち、回答結果に特に男女差のあった「家庭生活」と「法律・制度」をグラフ化し、分析を追加しています。

「(2)市民の性別による固定的な役割分担の意識について」では、男女別に見た結果の分析内容に大きな変更はございませんが、ページをめくっていただき、10ページの年代別の結果に対しては、30-40歳代の出産・子育て期に当たる世代で、「同感する」、「どちらかといえば同感する」の比率が上がっていることについて触れた内容にしております。

「(3)市民の男女共同参画に関する用語の認知度」につきましては、分析内容をよりシンプルなものに変更しています。また、ページをめくっていただき、12-13ページでは、5つの用語のうち、後で出てくる施策の内容に大きく関連する3つの用語について、年代別の集計結果のグラフと分析を追加しております。

ページをめくっていただき、14ページには、市民アンケートと同時に実施した事業所アンケートの結果から、施策に大きく関連するデータとして、「(4)市内事業所における男女別の雇用状況について」と「(5)市内事業所における管理職の男女比について」の集計結果をグラフと分析を追加しています。

15ページに参りまして、「2 目指す姿」は、変更ございません。

「3 基本目標」につきましては、「2 目指す姿」を達成するため、3つの基本目標を設定する背景について、記載内容とイメージ図を見直しています。

ページをめくっていただき、16ページからは3つの基本目標とそれぞれに対する説明を掲載しています。

「基本目標1 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」では、目標の説明について記載しています。

「基本目標2 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地

域社会」では、以前の案では「誰もが」となっていた部分を「男女が」に修正しています。これは、下に連なる施策として、主に、政策・方針決定の場や、雇用の場における男女格差をなくすための取組が主となっていることに合わせて、現状として男女の格差が存在することを踏まえ、目標の記載を見直したものです。また、目標の説明についても、記載内容を見直しております。

「基本目標3 すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会」では、実施施策に男女の健康に関する取組が含まれることから、「健康」という文言を追加した上で、記載を見直しています。また、目標の説明についても記載内容を見直しております。

ページをめくっていただき、18-19ページでは、「4 施策の体系」として、見開きで施策の体系図を掲載しています。

まず左側で3つの基本目標に対応した施策の基本方向を示し、右側でそれぞれに連なる施策を、取組の内容ごとに細分化しています。庁内での検討を重ねた結果、基本方向や実施施策の整理が以前お示しした案から大きく変わっております。それぞれの基本方向やその下に連なる施策につきましましては次の「第3章 計画推進のための取組」で詳細を説明させていただきます。

21ページに参りまして、「第3章 計画推進のための取組」について説明します。

ページをめくっていただき、22ページでは、「第3章の見方」として、第3章の構成についての説明を見開きで掲載しています。

第3章では、基本方向ごとに【基本的な考え方】として、その基本方向における現状や課題と、それに対し取り組んでいくことを説明しています。そして【重要業績評価指標】として、各基本方向の施策の進捗状況を確認するための指標を設定しています。なお、一部の【重要業績評価指標】につきましまして、事業課との協議が継続中のものがあるため、数値が未入力となっている箇所がありますが、確定し次第、皆様には改めてメールでお知らせします。

そして、さらに細分化した基本方向ごとに、その概要についての説明と【展開する施策】が続きます。

ページをめくっていただき、24ページから施策の内容に入ります。

「施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり」です。

まず、【基本的な考え方】において、市民アンケートの結果から、固定的な性別役割分担意識などがいまだ根強く残っている状況や、ほとんどの分野において、男女の平等感が低い水準にあることに触れた上で、男女共同参画社会への関心や理解の促進、学校教育・社会教育を通じた意識づくりに取り組むこととしています。

次に【重要業績評価指標】では、市が5年ごとに実施している「男女共同参画に関する市民アンケート」の数値から、固定的性別役割分担意識に「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と回答した方の比率及び、各分野における男女の地位の平等感について、「平等」と答えた方の比率について、いずれも上昇させることを目標に設定しています。

25 ページに参りまして、「I-(1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進」です。ここでは、市民が男女共同参画社会に関心を持っていただき、その理念について理解していただく施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進」と「②男女共同参画に関する調査・公表」の2つを予定しています。

「①理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進」では、様々な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報発信や、商業施設等での啓発イベントの実施などに取り組む内容となっております。

「②男女共同参画に関する調査・公表」では、施策の進捗状況の公表を通じて、市の男女共同参画推進の事業について市民に広く知っていただくことで、男女共同参画に対する理解促進に取り組む内容となっております。

ページをめくっていただき、26 ページ「I-(2) 学校教育・社会教育を通じた意識づくり」です。ここでは、学校教育や社会教育を通じて幅広い世代の市民に男女共同参画の意識を持っていただく施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①学校教育を通じた男女共同参画の推進」と「②社会教育を通じた男女共同参画の推進」の2つを予定しています。

「①学校教育を通じた男女共同参画の推進」では、子どもたちに対し、男女共同参画の視点に立った指導と環境の整備、性や命に関する理解の促進、性別にとられない人権教育やキャリア教育などに取り組む内容となっております。

「②社会教育を通じた男女共同参画の推進」では、4次計画においては、社会教育全般の取組を採り上げていましたが、5次計画において、ここではあくまでも男女共同参画の意識づくりのための方法として社会教育も取り上げています。男女共同参画に関する講演会や研修会の開催や、関係機関による学習機会の情報提供などによって、広い世代での男女共同参画の意識づくりに取り組む内容となっております。

27 ページに参ります。

「施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり」です。

まず、【基本的な考え方】の前段では、当市が実施したアンケートや国の様々な統計調査の結果から、指導的地位における女性割合について、市の付属機関や民間企業の管理職が未だ低い水準にあること、男性の育児休業取得率が女性に対し低いことや、夫が家事・育児にかかる時間が妻と比較して低いこと、町内会等の地域

活動への参加経験率は女性の方が高いのに対し、町内会長に占める女性比率は非常に低く、地域づくりを進める上で男女双方の積極的な参画が重要であることを記載しています。

続く後段では、前段の状況を改善させるために必要なことを並べた上で、女性活躍の推進や雇用における男女共同参画の推進、家庭・地域における男女共同参画の推進に取り組むこととしています。

28 ページに参りまして、【重要業績評価指標】では、市の審議会などにおける男女構成比の少ない方の比率、女性のキャリアアップのための事業として平成 22 年度から継続して実施してきている「女性チャレンジ講座」の累計受講生数、創業や事業継承する人を支援する事業である「八戸創業・事業継承サポートセンター」による支援件数それぞれの向上を目標に設定しています。

29 ページに参りまして、「Ⅱ-(1) 女性活躍の推進」です。ここでは、企業の管理職等の指導的地位における女性の参画を拡大させるとともに、スキルアップや就職支援などによる女性のキャリア形成を支援する施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①政策・方針決定過程への女性の参画拡大」と「②女性のキャリアアップ支援」の 2 つを予定しています。

「①政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では、女性の意見を市政に反映させるための機会の提供や市の審議会の男女構成比の改善、市内事業所における指導的地位への女性登用拡大などに取り組む内容となっております。

「②女性のキャリアアップ支援」では、ビジネススキル向上のための講座開催や女性の起業への支援、就職を希望する就職などに取り組む内容となっております。

ページをめくっていただき、30 ページ「Ⅱ-(2) 雇用における男女共同参画の推進」です。ここでは、働く意欲のある男女の双方が、個性と能力を十分に発揮しつつワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、働きやすい雇用環境の整備を進める施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①雇用における男女の機会均等の促進」と「②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備」の 2 つを予定しています。

「①雇用における男女の機会均等の促進」では、女性活躍推進法に基づく事業所の取組の推進や、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法制度の周知による、男女の待遇の格差是正や職場におけるハラスメントの防止などに取り組む内容となっております。

「②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備」では、同じく法制度の周知や事業所等における自主的な環境改善の取組の促進などによるワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む内容となっております。

ページをめくっていただき、32 ページ「Ⅱ-(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進」です。ここでは、雇用の場以外の家庭や地域においても、男女双方の活躍を促進する施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①家庭における男女共同参画の推進」と「②地域における男女共同参画の推進」の2つを予定しています。

「①家庭における男女共同参画の推進」では、家事や育児への男性参画の促進や、家族の協力のもとでの子育てへの支援、男女双方の育児・介護における負担軽減などに取り組む内容となっております。

「②地域における男女共同参画の推進」では、地域におけるPTA、町内会といった活動で、女性に参加率が偏っていたり、男性に役員、会長が偏っていたりといった現状を踏まえ、より多くの男女が社会の一員として居場所や役割を感じ、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って、生活を送ることが肝要と考えたことから、町内会やNPO活動、文化活動などの多様な活動に対する助成、活動場所の提供といった支援のほか、活動を担う幅広い世代の市民に対する研修機会の提供による人材発掘・育成などに取り組みます。また、この人材発掘・育成については基本方向Ⅰで述べました通り、4次計画で社会教育全般として整理されていた事業のうち、男女共同参画に関わらない社会教育の取組をこちらに整理しまして、幅広い世代の市民の知見を広げて、地域で活躍できる人材になっていただくことを目的に、こちらに整理し直しております。

33ページに参りまして、

「施策の基本方向Ⅲ 安全安心に暮らせる社会づくり」です。

まず、【基本的な考え方】の前段では、DVに対する相談体制の整備が進んだ結果、これまで潜在化していた、悩みや不安を抱えていた人々による相談が増加している状況、性別のほか、障がいの有無、外国人やルーツが外国であること、性的指向・性自認（性同一性）に関する事などに対し、理解不足や無関心によって生きづらさを抱えている人が顕在化している状況、さらに貧困等の生活上の困難を抱える人の背景には、貧困問題にとどまらない、就労困難や心身の病気などに関する多様な課題が複合的に存在している状況、災害発生時においても個々の事情やニーズの違いなどに配慮する必要と個別の対応が求められている状況、そして、女性特有の健康上の課題を含め、一人ひとりで健康に影響を及ぼす要因が異なっていることを説明しています。

続く後段では、前段の状況を改善させるために必要なことを並べた上で、人権の尊重と多様な人々への理解の促進、安全安心に生活できる環境の整備、生涯を通じた健康づくりの推進に取り組むこととしています。

34ページに参りまして、【重要業績評価指標】では、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である認知種サポーター数、市内の自主防災組織の活動範囲でカバーされている世帯数の比率、八戸市防災会議における女性委員の数、各種がん検診のうち特に女性に多いとされるがん健診の受診率、市民を対象とした健康づくり講座の開催回数と受講者数、それぞれの向上を目標に設定しています。

36 ページに参りまして、「Ⅲ－(1) 人権の尊重と多様な人々への理解の促進」です。ここでは、すべての人の人権が脅かされることの無いよう、DVのほか、性犯罪やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為等の性別に起因する暴力の防止と被害者への支援の施策と、多様な人々に対する理解を進める施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①性別に起因する暴力の防止」と「②多様な人々に対する理解の促進」の2つを予定しています。

「①性別に起因する暴力の防止」では、暴力をなくすための人権意識啓発や、暴力被害者に対する相談体制の拡充などに取り組む内容となっております。

「②多様な人々に対する理解の促進」では、行政情報の多言語化などによる、外国人の生活支援、研修会の開催や情報発信を通じた、障がい、国による文化の違い、皆様がよく耳にする言葉としては、LGBT、性的マイノリティといった多様な性的指向・性自認の在り方などに対する市民の理解促進、多様性に関することによる虐待やいじめの防止と被害者支援などに取り組む内容となっております。

37 ページに参りまして、「Ⅲ－(2) 安全安心に生活できる環境の整備」です。ここでは、貧困等の生活上の困難や災害時の不安を軽減・解消するための施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①貧困等生活上の困難に対する支援」、「②地域防災における男女共同参画の推進」の2つを予定しています。

「①貧困等生活上の困難に対する支援」では、生活上の困難の背景にある多様な課題に応じた自立支援や、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、多子世帯やひとり親世帯等を対象とした経済的負担軽減に取り組む内容となっております。

「②地域防災における男女共同参画の推進」では、防災会議への女性委員登用拡大、自主防災祖市区の活動支援などにより、男女共同参画の視点に立った災害対応力の強化に取り組む内容となっております。

ページをめくっていただき、38 ページ「Ⅲ－(3) 生涯を通じた健康づくりの推進」です。ここでは、不妊対策を含む妊娠・出産に関する健康への支援と、男女双方の生涯を通じた健康を支援する施策を展開します。

【展開する施策】としましては、「①妊娠・出産等に関する健康支援」と「②生涯を通じた健康の保持増進」の2つを予定しています。

「①妊娠・出産等に関する健康支援」では、相談支援や健診の実施、訪問指導などによる母子の健康と育児への支援、そして、不妊に関する相談対応や費用の助成などによる不妊治療への支援に取り組む内容となっております。

「②生涯を通じた健康の保持増進」では、健康教室の実施や受診率向上による市民の健康意識の向上、健康指導や相談対応を通じた、思春期から更年期に至る女性特有の心身の悩みや健康状態への支援に取り組む内容となっております。

以上で第3章の説明を終わります。

なお、本日お配りした資料のうち、A3横のカラー印刷の資料が、ただいま説明したそれぞれの取組に対応する事業の一覧となっており、また、A4横の資料が、それぞれの事業の内容の詳細となっております。

これらの事業につきましては、あくまでも令和3年度の現時点における事業の一覧であり、今後の社会情勢の変化や、国・県などによる法令の変更に応じて、各年度で実施する事業は変化していくことから、事業一覧は別冊管理とし、確定した計画の内容に沿って、令和4年度から毎年度、登載事業を見直す予定としておりますので、お手元の資料は、参考としてお考えいただければと存じます。

そして、目次にある第4章には、関係法令や男女共同参画に係る年表を記載予定ですが、今回は省略しております。

以上で「第5次八戸市男女共同参画基本計画二次案について」の説明を終わります。

●会長

ありがとうございます。一気に、お疲れ様でした。

こちらは、一通り二次案と参考資料について、あくまでも未定稿、ということで、資料の説明をしていただきました。今の説明で皆様方から何か、別途の質問ですとか、説明をしていただきたいようなことやご意見など頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

ボリュームがあるので、最初の第一章の方からいかがでしょうか。目次の次に、第一章計画の策定に当たってという所の部分でございます。この章で何かご質問また補足で事務局の方からご説明を頂ければとか、ご意見という事で、さらに何か、前は気がつかなかったけれども、こういったことではどうかとか、こういう表現はどうなのでしょうかとか、もしありましたらお願いします。(意見等なし)

そうしましたら、続きまして第2章のほうの計画の目指す姿、こちらは八戸市のアンケートから見えた現状ということで、追加のグラフも以前より追加されたグラフもあります。こちらの各分野における男女の平等感とか意識のことなど、この章でご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。(意見等なし)

わからないことがあったら遠慮なく発言してください。第2章はよろしいですか。

施策の体系のところはよろしかったですか。18ページですね。この施策の体系のところの表現がわかりましたということです。2番目の所です。誰もがという所が変わりましたという説明もいただきましたが、このあたりの基本目標から実施施策のところについて、何かご質問等ご意見の方はよろしいでしょうか。(意見等

なし)

それでは、追加の部分の第3章、計画推進のための取り組みのところですね。22ページから、こちらは、その他、文言のところでもお気付きの点はございますか。

●委員

はい。

●会長

どうぞ。

●委員

26 ページの I の (2) の学校教育・社会教育を通じた意識づくりのことが載っているのですが、学校教育というのは小学生からになるのですか。

●事務局

現在のところ予定しておりますのは、市の教育委員会と所管に限らせた事業になってございます。小中です。

●委員

アンコンシャスバイアスとか、そういう意味ではもっと年齢が低いときからの教育が大切であり、意識づくりが根付いていくのではないかと思います。

●事務局

貴重なご意見ありがとうございます。まずここででは主な取組ということで、学校教育を中心に掲載させてはいただきました。私たちの取組の中で学校関係者等研修会というものを開催しております、その中には教職員の方々はもちろんのこと、学校ボランティアの方々ですとか、幼児教育に携わる方々を対象として、先日の開催は11月にございましたけれども、LGBT、性的マイノリティ、そういうことに関しても触れた内容を研修として実施いたしました。計画には記載がございませんが、その様な取組もしているところでございます。

●会長

はい、ありがとうございます。ではここは小中ということで、幼児教育に携わる方もとても大事な対象ですね。ありがとうございます。他にご意見等はありますか。はいどうぞ。

●委員

34ページです。一番上の棒グラフで、DV相談の件数について推移ということですが、令和2年に突然増えていると、これはコロナの関係で外出を控えて引きこもり生活したという影響が大きく表れているのではないかなと思います。実際相談を受けて、これは県民局のDVセンターあるいは八戸市の福祉事務所で相談するのでしょうか、その後その案件を解決するためにこういった機関に橋渡しをするのか、この相談を受け付けてDVセンターあるいは福祉事務所で解決するわけではないと思いますので、その後こういった機関・組織に話を繋げて解決に向けて橋渡しをしているのか、教えていただきたいと思います。

●事務局

貴重なご意見ありがとうございます。また、ご質問もありがとうございます。こちらにつきましては、今回ちょうどデーリー東北さんに委託させていただいて発刊しております、情報誌「WITH YOU」が、DVに関しての情報を周知するような内容になっております。相談先としてはどこが窓口なのか、DVに限らず性暴力などもございますが、まずは困ったときの窓口として3ページに記載したところが主に相談先となっております。連携先といたしましては、県の児童相談所や警察といった案件もございます。DVに関しての相談先というところでは、市の窓口では、こども家庭相談室が相談に応じていますが、性暴力という話になってきますと、ケースによりまして、警察にご案内したり、話を聞いているうちに、経済的な話となると担当部署に繋いだりと、内容をまずは聞いてみないとわからないということもあっておりましたので、連携という形をとっております。

令和2年度増加した理由は、委員のご発言の通りではございますが、感染症に係る給付金支給に係る証明手続きの関係で、ご相談にいらっしゃった方も多くいらしゃると伺っておりましたが、主な理由としては計画の33ページに記載してございますとおり、当市の相談窓口が広く周知されたことや、保健センターに専用窓口が設置されたことが大きいと考えておりました。

●会長

いかがでしょうか。

●委員

つい最近、隣の三沢市で夫婦間の殺人事件に発展しているような事件もありまして、報道を聞いてみますと、親権をめぐる争いが発展してああいう事件が起きたのではないかという風に報じられていますので、子どもからすれば母親は亡くなってしまって、父親は分かりませんが、子供にとっては非常にもう困難な人生を歩まなければならないということが始まるわけですから、そういったことが起き

ないように、適切に橋渡しをして解決に向けての窓口になっていただければと考えております。

●会長

ありがとうございます。ここは追加になったグラフですので、見ると委員がおっしゃったように、突出して 2020 年のところ、2 年度が非常に多くなっているの、これだけあるとやはりちょっとびっくりされるかもしれないですね。

●事務局

理由として感染症に係る給付金の話がありましたが、世帯で給付金を支給する制度になっており、これまで世帯分離の手続きを取っていないあるいは取れていない方々が今回の給付金をきっかけとして DV 相談に繋がったケースも多いのではないかというのは、判断・分析の一つとしてはありましたが、どれも推測の範囲でございます。

●会長

様々な要因。

●事務局

はい。色んな要因が反映された結果の令和 2 年度の急増だと思っております。

●事務局

はい。一言だけすみません。

●会長

はい。お願いします。

●事務局

相談窓口が充実したことによって、同じ方が何回か足を運ぶというケースもあり、それも件数が増えた要因の一つであると伺っております。よろしく願いいたします。

●会長

本当に様々、窓口がたくさん開かれたことが影響するし様々ですね。はい、ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。何か気づいた点をどうぞ。

●委員

36 ページのⅢ―(1)の②、多様な人々に対する理解の促進についてです。自分の子供が発達障害なのですが、そういった子供が地域の学校に行けた場合は、学校のお友達だったり、町内活動だったり部活にも参加できるので、町内でも認知されています。それが、進学校などや離れたところに行ってしまうと、見えない子供になってしまうといいますか、勝手にいなくなってしまうとか、そういうことが多い子供に関しては、むしろ地域の目が必要だったり、みんなに手を掛けてもらいたい、協力を得たいところなので、そういった地域に認知されていないというか、そういう子供が現状はいるということと、そういう子供を減らしたいという思いがあります。

あとはそういった活動に参加すれば迷惑を掛けるのではないかとか、心配の方が大きく前に出てしまって、より引きこもりがちになってしまうところが、自分の経験上というか、これからきっとそういう風になってしまうのではないかと思うので、認知症のご家族を持っている方とか徘徊するとかそういった方もそうですけれど、もっと認知症サポーターの研修とかもすごくいいなと思うのですが、当事者の人達はどうしているのかなとか、もっと横と縦の繋がりを、こういう子供がいますというので、でもどうしたら良いのか分からないとか、自分が親になっても分からないこともあるくらいなので、多分周りの人はもっと分からないと思います。そういったことを知る機会や、困っているお母さんお父さん家族の人達がもっと自分の家ではこうしている、こうなったら良いとか話せる場が増えれば良いと思いました。

●会長

ありがとうございます。地域で見守るというか、地域で見守る体制というより意識をまず持ってほしいということと、あとは場所づくりとかそういったところに繋がっていくのですね。この点は事務局どうでしょうか。

●事務局

はい、今、委員もご存じの通り当市はネウボラに取り組んでおります。出生時からお亡くなりになるまで、生涯をトータルでケアする取組で、今保健センターでいろいろ進めている事業がございます。例えば、高齢者ですと高齢者支援センターが一人暮らしの高齢者宅を訪問し、必要に応じて様々な支援に繋がったりする事もございますし、子供場合は、保健師が訪問して、子供・乳幼児の様子や、お母さんの悩みを聞いたりという訪問事業もあります。相談窓口が総合保健センターにございますので、お気軽に足を運んで解決する仕組みも構築しています。委員のご意見は担当課にも繋げていきたいと思っております。ありがとうございます。

●会長

はい、そういうことで

●事務局

すいません、補足があります。

●会長

お願いいたします。

●事務局

今、家族や当事者に対する直接的な支援について現状取り組んでいる部分を説明していただきました。もう一つ、周りの理解を促進するという点についてなのですが、登載事業シート9ページの78番をご覧いただきたいと思います。やはり広い意味での市民の理解が必要かと思えます。

福祉政策課で、今回、第5次基本計画に登載を予定する事業として新規で上げていただきました「心のバリアフリー推進事業」というのがあります。こちらは高齢者や障がい者等への理解促進、思いやり等の心のバリアフリーに取り組む事業です。もちろん障がい者においては、手帳の有無に関わらず、幅広く理解を広げていくよう進めていけたらなと考えております。

あとは、障がい福祉課と打ち合わせした際に、実施主体が県だということで、登載を見送った取組ですけども、外見だけではわかりにくい障がいを抱えた人たちが、配慮を必要としていることを知らせる目印となるヘルプマークを配布する取組も県の方で進めているとうかがっております。八戸市でも配布を行っており、理解を広げると取組になればと考えております。情報誌「WITH YOU」に今回ヘルプマークを紹介する記事が載っています。県が主体ですけど、窓口として市の障がい福祉課が関わっており、障がいの有無や、手帳の有無に関わらず、あるいは発達障害の程度に関わらず、申請に応じて配布しています。広い理解の促進については、以上のような取組も進めているという補足説明でした。

●会長

はい、ありがとうございます。他に、委員どうぞ。

●委員

29ページの女性のキャリアアップ支援の中の、20代から40代の女性を対象としたビジネススキル養成連続講座ですが、こちらの対象年齢を限定した理由と、コロナの影響を受けて非正規の女性労働者が離職し再就職を希望している離職者が増えた中で、年々定年も雇用延長されていますし、50代女性を対象に含めたほう

が望ましい場合もあるかと思ひまして、この表現をもし変更できるのであればご検討いただければと思ひます。例えば「スキルアップを目指す女性を対象とした」ですとか。対象者は在職中の方に限定されるのでしょうか。

●事務局

こちらに関しては限定されません。ただ、これは主に女性管理職を目指すような方々に向けた当市の事業である女性チャレンジ講座をイメージして取り上げています。ご意見をいただいた通り、今は定年後も再雇用とかいう形もできているので、検討したいと思ひます。20代から40代という対象年齢につきましては、50代は既に管理職に就任していることが想定されるため外しており、管理職等を目指す人材育成の事業となっております。参考にさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。

●会長

その他いかがでしょうか。委員どうぞ。

●委員

今おっしゃった意見に加えてですけれども、女性管理職を育成する講座ということであればビジネススキルだけではなくて管理職としての立場を養成する講座も付け加えたほうがよろしいのではないかと考えます。養成するのであればビジネススキルは基本ですけれども、プラスアルファ管理職としてのスキルをプラスする内容で加えるというのもよいかと思ひます。

●会長

そうですね、マネジメントスキルとか様々ありますね。

●事務局

ありがとうございます。ここには事業名を表記してございませんが、当市で実施しております女性チャレンジ講座に関しましては、年間7回2年に渡って各種テーマにより研修を行っております。その内容にはタイムマネジメントですとか、行政講座ですとか、色んなメニューにて受講いただきまして、最終的に企画提案発表という形でグループごとに発表をしていただいております。委員からいただいたご意見も踏まえて、今後の事業も充実させていきたいと思ひます。

●会長

ほかに何かございますでしょうか。委員はいかがでしょう。

●委員

私は感想的なお話になるんですけども、前回から会議に出席させていただきまして、非常に資料の作り方とか内容とかわかりやすくなってきたかなという風に思っています。

私どもでもそうなんですけど、こういう計画とかというのは立てるまでは非常に参加されている方とか意見を出し合ってやりますが、実際にやる時に受けられる側、今でいくとその対象となる方たちが、こういう制度があるんだっていうのがやっぱりわかっていかないといけないと思います。計画の周知の方法も非常に大事になっていくので、非常に細かく市役所のいろんな部署が絡まれて、あるいは関連の団体さんが絡まれてやると思いますが、こういう形でやるんですよという仕組みまでも、ある程度もっと細かく考えていかないといけないんじゃないかなと思いました。

ですから、これだけ立てられている詳細な項目を実際にやると素晴らしい計画になるんでしょうけれども、これはいつ果たして実際、実のあるものになるかどうかというところがやっぱり計画とスケジュールとそれと実施力になってくと思うので、その辺が大切だなという風に感じていました。以上です。

●会長

ありがとうございます。作るまでは本当に皆さん一生懸命で、ここからですね。進捗状況も審議会のほうで随時チェックしてみていきますけれども、大事なところだと思います。ほかにはいかがでしょうか。(意見等なし)

では私から一つ、大きなことではないんですが、例えば 33 ページの 23 行目の行政がすごく使う「醸成」という表現、市民の人権意識の醸成やDV等暴力の防止、という「醸成」とかっていう言葉はわかる人には普通にいつも使っているので何ともなく思うのですが、その辺もわかりやすく表記と、総合計画とかでも市民の方にわかるように心掛けていますそうですが、何かいい言葉でもあればいいのにと思っただけです。すみません。もう一か所どこかに出てきたような気はします。

●委員

36 ページの 13 行目です。

●会長

そうですね。36 ページの 13 行目の最後のところに「醸成」があります。

どうしてもこれでなければというのであれば全然構わないんですけども。皆さんの年代ではよく使っている言葉だなとわかっていると思うので。

●事務局

参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

●会長

そのほかよろしいでしょうか。第5次基本計画はこれからパブリックコメントに向けて再考し、審議会終了後もお意見等ありましたら、事務局の方で伺っていくということでございますので、その際にはご検討のうえ、パブリックコメントに向けて適宜協力いただければと思います。

本日予定していた案件は以上ですが、そのほか何か委員の皆様からございませんでしょうか。

●委員

プランにも関わる部分ですが、30ページのところで育児・介護休業法などの周知についても労働局の事業などを掲載していただきましてありがとうございます。

こちら最新の情報でございます。育児・介護休業法が来年4月から段階的に改正されて施行されます。大きく5点ほど改正点がありますけれども、目的は育児休業を取得しやすい環境作りを個別に進めてくださいということで、来年4月以降は妊娠しましたとか妻が出産しますという情報の申し入れがあったときに、きちんと個別に育児休業制度の中身を説明して取得するかどうかの意向確認を行うことが事業者の義務になり、取りやすい環境を整備していただくこととなります。

二つ目の目玉は、産後パパ育休です。これは主に男性が取れる育児休業になります。女性は産後8週は産後休暇が優先されますので育児休業の期間ではありませんので、産後8週については男性が対象になります。産後8週の間は4週間まで分割して2回まで取得が可能になります。現在、男性の育児休業取得率が全国でも1割をようやく超えて、青森県内でも1割を超えております。ただ実際にとっている日数は少ない、期間が短いものですから、やはり今回の市民アンケートの結果にもありますけれども、意識が変わってきていても実際行動に移せているかという、育児への参加、育児休業を取っている男性は少ないということで、この法改正をきっかけに各企業さんで産後パパ育休を個別にきちんと確認して行って、積極的に取っていただくように、1日2日ではなくて1か月以上とか夫婦で交代して、女性の場合も2回は取得できるように変わり、男性の場合、最大4回は取れますので、交代しながら、また分担しながら育児に参加していただくという法律の趣旨について、機会のある時に皆さんも周知にご協力いただければ大変ありがたいです。以上、ご紹介させていただきました内容に関する参考資料が1番後ろにあります。企業の方からもお問い合わせがありますが、就業規則の規定例、意向確認の例、解説動画、社内セミナーのご案内などの情報もすべて整いましたので、最新の情報としてお届けいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

●会長

貴重な情報を本当にありがとうございます。
どうぞ、ご質問があれば。

●委員

いろんな企業さんから色々お話を聞いておりますが、育休制度の改正によって子の産後パパ育休。これが今回の改正の目玉で、1番インパクトが大きいのではないかと思います。事業者の方から取るか取らないか確認しなければならないわけですね。無視は出来ない。事業者側もそれを取るなとも言えないし、今は取るなと言うとパワハラですと言われます。今、事業所はパワハラだと言われることに非常に神経が過敏になっているぐらいに気を遣っているのです、これは目論見通りにいくのかなという気はしています。

●委員

そうですね、ぜひ進んで欲しいですね。政府の目標は男性の3割が育児休暇を取れるように今進めています。

●委員

子の分散育休も、今までは男性はもう完全に仕事優先、会社優先という生活スタイルだったと思うのですが、これを見ると完全に家庭優先、子育て優先という時代に移ったんだなという、全体を見るとそういう印象があります。最初育児休業法ができた時代と比べるとかなりもう進歩したんだなという、その頃から見ているので、そういう時代に入ったことを非常に感慨深く見ております。

●会長

ぜひ期待いたしましょう。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう、何かよろしいですか。(意見等なし)

それでは本日の議事を終了ということで司会をお返ししたいと思います、よろしく願います。ありがとうございました。

●事務局

堤会長、ありがとうございました。

それでは、事務局より、皆様へお知らせがございます。

委員の皆様、本日は、貴重なご質問・御意見等を賜り、誠にありがとうございました。

した。

今後、委員の皆様から伺った質問や意見につきましては、事務局側で検討し、本日の資料から何らかの変更が生じた場合には、再度メール等にて委員の皆様を確認させていただきたいと考えております。

なお、審議会終了後のご意見・ご質問等の締め切り期限についてですが、議会開会前の12月6日（月）正午とさせていただきたいと思っております。6日正午までに連絡がなかった場合には、ご意見・ご質問等がないものとして取り扱います。よろしくお願いたします。

次回の男女共同参画審議会は、2月10日（木）、本日と同じ13時30分からを予定しております。委員の皆様におかれましては、日程調整等、御理解・御協力をいただき、いつもありがとうございます。

詳細については追ってお知らせしますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして、「令和3年度第2回八戸市男女共同参画審議会」を終了させていただきます。